

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

学校に全負担をおしつける“ベネッセ”の無責任商法

虚構の「PTA主催」模擬試験

茨城県教育委員会は昨年度までの民間業者による大学入試対策の「模擬試験」について、授業日に実施してはならず、週休日に各学校ごとに「PTA」等が主催して実施して、教育公務員特例法による「教育に関する兼職」として教員が監督業務にあたるよう指示していた。

これは、小田部幹夫・高校教育課人事担当課長補佐（現在、水戸一高校長）が、2007（平成19）年5月17日の「県立学校長会議」において県立高校長らに指示したもので、直前の2007年1月18日に、竹中洋子・日立二高教諭の監督業務のための出勤途上の交通事故による負傷について、地方公務員災害補償基金茨城県支部が「公務外の災害」と認定したことへの対応策であった。

すなわち、外部模試を各学校ごとに事実上の教育活動の一環として週休日に実施したうえで、教員に法令が禁止する時間外勤務として監督業務を命じることの違法性が問題になったため、実体のない「PTAが主催する模擬試験」を捏造し、その監督業務に「教育に関する兼職」として従事するという虚構をつくりあげたのである。

竹中さんは、「公務外認定処分」

を不服として裁判所に行政訴訟を提起し、水戸地裁の棄却判決の後、東京高裁で^{げんしよふん}原処分取消判決を受け、2013（平成25）年1月17日に最高裁が基金支部の上告受理申立てを棄却したことにより、公務災害認定と補償を勝ちとった。最高裁決定を受け茨城県高等学校教職員組合は、模試監督業務に「教育に関する兼職」として従事させる違法行為をただちにあらためるよう、茨城県教育委員会に申し入れ、交渉をおこなった。

授業日実施と業者主催への転換

昨年度末の2013年3月29日、柴原宏一・高校教育課長（現在、教育次長）は、昇任予定者を含めた全県立高校長に、(1) 外部模試を原則授業日に実施すること、(2) やむを得ない理由がある時のみ勤務時間の割振変更をおこなって週休日に実施すること、(3) 業者主催で模擬試験を実施するよう求めるべきこと、を指示した。

年度末の急な方針変更ではあったが、今年度から業者主催の模擬試験が河合塾によって県内2会場で実施されるようになったほか、従来の授業日実施の禁止という不適切な枠が外れたことで、各校で週休日から授業日実施へ年間計画が変更された。しかし、少なからぬ学校が指示を無視して特段の理由もないのに漫然と週休日に実施

したうえで、振替休日（代休）の付与を怠る違法状態が解消していない（本紙第1074号）。

河合塾が、一部とはいえ自社主催での模擬試験を実施するようになったいっぽうで、自社主催の模試を一切おこなわないベネッセが、先月末になって責任逃れのための文書を示した。下村敏樹・株式会社ベネッセコーポレーション関東支社長が県内の得意先に持参した「ご報告」文書は、今年9月に「公立高校23校」に対しておこなった「進研模試全般に関するヒアリング」の際の各校からの要望に対する「検討結果」だという。

確保できているのに会場を探す

文書によると「ヒアリング」の際、各校の進路指導担当者らからはベネッセ主催の模擬試験の「ご要望」が多く寄せられたようだ。

「学校や公共施設を活用するなど、試験会場をベネッセ側で準備して、茨城県の生徒全員が受けられるようにしてほしい。」
「生徒の通いやすさを考慮して、学校で模擬試験を実施し、そこにベネッセから試験監督を派遣してほしい。」

これに対して、「検討結果ご報告」は、まず会場に関して、「日立市・水戸市・土浦市・阿見町・龍ヶ崎市・つくば市の大学、専門学校、公共施設」について調査し

たが、大学は「急きょ貸し出しを中止することがあるという制約条件がつく」、「公共施設は利用可能なものの、収容人数、高額な会場費用等の課題が多い」ために、「安定的に確保できる会場の収容人員は、合計で1,000名に満たない」ので、「今回はこれらの実態を受けて、茨城県全体への外部会場設置は現実的に困難と判断いたしました」という。

「合計で1,000名」など、真剣に探す気がないのが見え見えであるが、茨城県教育委員会は以前から、各高校の校舎を無料で貸与する旨、言い渡しているのであって、会場の問題などそもそも存在しない。ありもしない障害をつくりだして、「現実的に困難」というのだ。

企業としての責任を全部放棄

つぎが監督業務についてである。まず、「見えてきた課題」として、「ベネッセが派遣会社との契約主体になり、各校へ〔試験監督をおこなう労働者を〕派遣する必要があること（予め業務内容を明確化限定化すること、試験当日学校では先生の直接指示を受けることができないという制約条件がついてしまう）」とし、さらに「監督者の交通費支給等を考慮すると、派遣費用が高額になってしまう」とする。

「ベネッセが派遣会社との契約主体にな」とは、労働者派遣法上ベネッセが「派遣先」企業になるということであり、法律上労働者への指揮命令は当然「派遣先」企業のベネッセがおこなうことになる。「試験当日学校では先生の直接指示を受けることができない」などと言うが、ベネッセは

ちゃっかり「指揮命令」を学校の教員にやらせるつもりなのだ。試験会場における監督担当の労働者への「指揮命令」をしたくない、つまり「指揮命令」をおこなう自社の社員を確保することも、「予め業務内容を明確化限定化すること」もしたくない、というのである。これは、いわゆる「ブラック企業」の違法な労務管理手法の一類型である。

そのうえで、「検討結果」として、こう言う。「ベネッセ契約での監督派遣は、広範囲にわたる派遣エリア、実施日が重なる中での必要人員の確保が困難であり、学校実施に求められる弾力的な運用が難しいことを理由に、調査を行ったすべての派遣会社から回答をいただきました」（原文のまま）という。そして、「大手派遣会社のうち1社から、学校の指揮命令に基づき実施運営を対応できる可能性があるとの回答をいただいております」（原文のまま）という。

「派遣先」企業がベネッセであれば「困難」だが、学校が「派遣先」〔企業〕となり、学校が指揮命令するなら「可能性」があるとは、どういうことだろうか。派遣労働者の人数確保が「困難」か「可能」かは派遣会社の事情であるかのごとく言っているが、自社の社員を配置しての指揮命令をしたくないベネッセによる作り話だろう。

学校が「派遣先」になるよう誘導

「ご報告」は最後に、「他都道府県での模試実施事例」として、①「学校として人材派遣会社と契約し、監督業務する人手を確保する方法」と、②「卒業生（主に大学生）を雇用し、監督業務する人手を確保する方法」を示す。

①は、上でみたとおり、学校が「派遣先企業」となり、教員が派遣労働者を「指揮命令」というものだ。「派遣先企業」ともなれば、「指揮命令」だけしていればよいというものではない。労働安全衛生法上の措置や安全配慮義務など、膨大な使用者責任を果たさなければならない。そもそも、法人格のない学校が「派遣先企業」になり、権限を与えられていない校長が派遣労働者の「指揮命令」をおこなうことなど、法律上も運用上もあり得ない話である。管理職員でない一般の教員が、派遣社員を「指揮命令」するなど論外である。おそらく「他都道府県の事例」は架空のものだろう。もし実在するということであれば、「派遣先」は公的機関としての学校ではなく、「PTA」など派遣先企業としての要件を具備しない団体があてられているに違いない。いずれにしても文部科学省や厚生労働省、都道府県監査委員などによる調査と措置の対象となるだろう。

②のように、「学校」が卒業生を雇用するなどもってのほかで、「源泉徴収、アルバイト料の支払い等、個別に発生する細かい業務」（「ご報告」）の負担にとどまらない。労災保険手続きを怠るなどして「指揮命令」したあげくに労働災害でも起きようものなら、莫大な額の民事上の損害賠償責任のほか、刑法や地方公務員法上の責任をも問われることになる。

「ご報告」は、営利企業として当然のシステム構築の努力とコスト支出を回避し、すべての労力と責任を学校と教職員に転嫁して金銭的利潤を追求しようとするベネッセの経営姿勢を、稚拙な日本語によってはっきりと示した。㊦

“新しい人権”と称して軍事的協力などの新しい義務

自民改憲草案がもたらす人権の恣意的制限と様々の義務づけ

前号で日本国憲法における人権規定の論理構造を確認したので、ひきつづき自民党の「日本国憲法改正草案」における人権規定の問題点について検討する（「草案」を含む自民党『日本国憲法改正草案 Q&A』の URL は、https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf）。

「新しい人権」というふれこみ

『Q and A』は、「国民の権利義務について、どのような方針で規定したのですか？」と自問したうえで、「**現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応する**」ため、「**新しい人権に関する規定を幾つか設けました**」と自答する（14 頁）。「新しい」条項は下のとおり 4 つあるが、じつはいずれも人権の規定とはなっていない。

人権を規定する条文はたとえばこのようなものである。「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける**権利を有する**。」（日本国憲法第 26 条）草案の条文が人権保障の規定でな

いことは、一目瞭然である。

『Q and A』はいう（15 頁）。「〔第 19 条の 2 を除き〕**国を主語とした人権規定**としています。これらの人権は、まだ個人の法律上の**権利**として主張するには熟していないことから、まず**国の側の義務**として規定することとしました」。

「新しい権利」を規定するのが憲法改正の目的のひとつだと言っておきながら、実際には「新しい権利」はひとつもないという。呆れた話だが、とりあえず中身を検討しよう。

「説明の責務」という誤訳

草案第 21 条の 2 の「説明の責務」はいわゆる「説明責任」のことだろう。これは、「アカウントビリティ (accountability)」の誤訳として流通するようになった用語である。たんに「説明」すればよいという程度の手軽で空疎な意味に矮小化されているが、本来「アカウントビリティ」は包括的な責任 (responsibility) を意味する (<http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/>

bitstream/11094/4491/1/26-01_n.pdf)。草案を英訳する際「説明の責務」を“accoutability”とすると意味内容がおおきくずれて国際的な誤解を招くことになる。

かりに情報公開を促進する条項だと受け取ったとしても、先日強行採決した「特定秘密保護法案」は、「説明の責務」を根本的に拒絶するものである。自民党の方針は整合性に欠ける。

「環境保全」協力の義務づけ

第 25 条の 2 では、国が「環境保全」の責務を果たすにあたって、「**国民と協力して**」という条件がついている。草案第 102 条は、「**全て国民は、この憲法を尊重しなければならない**」と国民に対して、憲法尊重義務を負わせるものとなっていることとあわせて解釈すると、国民は「環境権」という「**新しい権利**」を憲法上保障されたのではなく、「環境保全」のために国がおこなう措置に協力する義務を負ったことになる。

先にみたとおり（本紙第 1075 号）、国民が制定する (establish) 憲法 (constitution) は、**個人**が出生によってすでにあらかじめ与えられた権利（自然権）としての基本的人権を保障 (guarantee) するものであり、国家や憲法が主体（＝主語）となって国民に義務を負わせることはその本質に反する。ところが『Q and A』によると、「**憲法も法であり、遵**

守するのは余りに当然のことであって、憲法に規定を置く以上、一歩進めて憲法尊重義務を規定したものです。なお、その内容は、『**憲法の規定に敬意を払い、その実現に努力する**。』といったこと」（35 頁）だという。

草案は国民に「環境権」を保障するのではなく、国の政策遂行の条件として、国民に「協力」義務を課したうえで、『**憲法擁護義務**』、すなわち、『**憲法の規定が守られない事態に対して、積極的に対抗する義務**』（同）をもつ公務員が、「協力」を法的に強制することになる。

これは杞憂とばかりも言えない。たとえば、——20XX 年、再び起きた原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出され環境が著しく汚染されたことをうけて、国が「環境保全」のための計画を立案し、国民に**土壌剥離**や**側溝清掃**、雑巾による拭き取りなどの「除染作業」への参加と資金拠出（臨時除染税）、さらに汚染物質の中間保存施設や最終処分場となる土地の提供ないし近隣への設置の承認などの「協力」を求める。

ところが、一部の国民がそれらの措置を批判し、汚染物質の発生責任者たる電力事業者、および原子力政策推進者たる国や地方自治体の責任による対策実施を主張し、「協力」を拒絶する。これは「**憲法の規定に敬意を払い、その実現に努力する**」義務に違反するものだとし、「**憲法の規定が守られない事態に対して、積極的に対抗する義務**」を有する検察と警察が、**原発関連特定秘密情報の漏洩**を教唆煽動した罪で違反者を逮捕し、処分

地となる土地の提供を拒む国民に対して強制収用措置をとる……。

「緊急事態」の際限なき拡大

第 25 条の 3 が規定する「在外国民の保護」は現在もおこなっているはずのものなのに、あえて規定する意味を考えなければならぬ。

草案は第 9 章として「緊急事態」に関する相当量の規定を新設する。そこでの「緊急事態」は、当然国内のものだと思うところであるが、この第 25 条の 3 をあわせ考えると、「**国外において緊急事態**」がおきても、内閣総理大臣は「**緊急事態の宣言を発することができる**」ことになる。そうして、草案第 9 条の 2 によって設置される「国防軍」が草案第 99 条第 3 項による「緊急事態の宣言」のもとで海外派兵されることとなり、その措置に関して発せられる物資提供や資金提供（税負担）、さらに土地提供、技術支援など「**国その他公の機関の指示に従わなければならない**」新たな義務を、国民に課することになりかねない。これもまた「新しい人権」などではなく、新たな軍事戦略と緊急事態政策への国民動員のための条項とみなければならない。

法律に違反しなくても憲法違反

第 19 条の 2 にいう「個人情報」に関しては、個人情報保護法など法律によって具体的に規定すべきものであって、憲法制定権者の国民が国家の構成 (constitution) を定める憲法典 (constitutional law) に規定すべき次元の事項ではない。

内容上も、国民から国家に対する指示ではない。義務づけの対象は「何人も」であり、国家机关が国民一人一人に指示命令し、場合によっては摘発、処罰する根拠になりかねない。とりわけ、法律の規定に照らして違法でなくても、「**不当**」だと見做されれば、憲法違反として「**憲法擁護義務**」にもとづく公務員による攻撃対象とされかねない。ほとんど冗談のような規定である。（<http://satlaws.web.fc2.com>）

「天賦人権」の否定

「まだ個人の法律上の権利として主張するには熟していない」と言っているのも怪しいもので、そもそも自民党は、「個人の**人権**」という考え方を否定する。象徴的なのが草案第 13 条であり、そこで日本国憲法第 13 条の「**すべて国民は、個人として尊重される**」の「**個人**」を「**人**」に変更することとしている。「**個人**」も「**人**」も同じことで、どうでもよい些末な用語の違いに見えるかも知れないが、「**天賦人権論**」一掃方針のもと、敢えて「**個人**」を抹消するのが草案の基本である（詳細は次号）。

さらにいえば、草案第 12 条は、「**自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない**」と偉そうに国民に説諭しているのであるが、権利として「熟していない」というのであれば、それに「伴う」「国の側の義務」の方もじつは「熟していない」ことになってしまう。草案がしょせんは素人の作文の域をでないことを示しているといえる。

（つづく） ㊟

自民党改憲草案 第 3 章 国民の権利及び義務

第 19 条の 2 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

第 21 条の 2 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。

第 25 条の 2 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。

第 25 条の 3 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。